こころんクラブの入所申請にかかる取り扱いについて

標記の件について、こころんクラブへの入退所に関しまして、円滑な運営のため下記のとおりとしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

１　申請に変更(勤務先・勤務時間)があった場合

① 申請後、内容等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。
４月１日時点での申請内容が入所要件（※下記参照）を満たしていない場合、入所許可を取り消します。（４月１日時点、失業等で就労されていない場合など）

② 待機児童のいるクラブは、就労証明で提出された勤務時間、日数をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合５月、あるいは４月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。
（４月１日入所の方が対象となります。）

２　提出した就労証明書の内容が予定の場合

①勤務開始後、再度就労証明書の提出が必要な方には、入所許可通知にその旨、同封しますので速やか提出してください。
内容を確認し、入所要件を満たしていない場合、入所許可を取り消します。

②待機児童のいるクラブは、再提出された就労証明書の勤務時間、日数をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合５月、あるいは４月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果により、待機順位の繰り上げを行うことはありません。
（４月１日入所の方が対象となります。）

３　就学、職業訓練等による申請の場合

在学証明書或いは合格通知書と今年度の時間割（カリキュラム）の写しを提出してください。また、４月当初に令和９年度の時間割を再提出していただきます。その場合の取扱いは、以下のとおりです。

① 入所要件を満たしていない場合、入所許可を取り消します。
② 待機児童のいるクラブは、提出された時間割（カリキュラム）をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合５月、あるいは４月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。

４　育児休業取得後復職予定で申請する場合について

こころんクラブの早期入所申請にあたり、育児休業取得後復職の保護者の方は、４月中に復職することが申請条件です。早期申請の際は、就労証明書の№9「育児休業の取得」欄を事業所に証明してもらい提出してください。
復職後は、すみやかに下のお子さんが４月から保育施設に入所することがわかる書類（内定面接通知書）と【４月中に復帰したこと】がわかる就労証明書を再度提出してください。

※待機のあるクラブについては、復職後に提出いただいた就労証明書の内容（勤務時間、日数）で再計算します。その結果、待機になった場合５月、あるいは４月途中からでも待機へ繰り下げを行います。また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。

なお、就労証明書で４月中に復職したことが確認できない場合や、内定面接通知書の提出がなく、４月２日以降に就労を始めた場合は、入所許可を取り消します。

入所要件

（1）令和９年（２０２７年）４月１日現在、宝塚市立小学校に在学又は、宝塚市内に在住し、小学校に就学する１年生から６年生の児童であること。

(2)就労(※１)や長期にわたる疾病(※２)等の理由により、保護者が昼間家庭にいない児童であること。

(3)活動に継続性を持たせるため、週３日以上出席できる児童であること。

(※1)保護者の就労要件

・早期申請受付に関しては、４月１日に就労していること。
・月曜日～土曜日の間で週３日以上（１ヶ月に１２日以上）の勤務があること。
・勤務終了時刻が午後２時３０分以後（１年生については午後２時以後）であること。
・午後からの勤務の場合は勤務開始時刻が午後４時以前であること。

(※２)長期にわたる疾病などの場合の要件についてはこころんクラブへお問い合わせください。